第１章　沿　　革

１．　沿　　革

２．　水道事業の歩み（年譜）

３．　事業認可の変遷

４．　料金等の変遷

(1)　水道料金の変遷

(2)　メーター料の変遷

(3)　加入金の変遷

１．沿　　革

（1） 水道の始まり

明治20年（1887年）横浜において始まった近代水道。その40年後の昭和２年（1927年）に吹田町営水道が給水を開始しました。近代水道の歴史の中で普及率が50％を超えたのは昭和35年（1960年）、吹田では昭和20年代後半に至ってのことです。

当時、吹田町営水道では水の製造はしておらず、大阪市の浄水をそのまま送っていました。吹田町の人口は約２万人、給水人口は約６千人、普及率はようやく30％でした。この頃はまだほとんどの家庭に井戸があり、わざわざ有料の水道を使わなくてもタダの井戸水で十分だ、という人が多かったのです。

（2） 自己水源の確保へ

大戦前の昭和15年（1940年）には、隣接４町村が合併して市制がしかれました。戦争中は空襲から水道の施設を守るのに大変な苦労がありましたが、戦後、千里山地区（千里山水道）・豊津地区（阪北上水道）の簡易水道を吸収して総合的な上水道計画に乗り出しました。これが第１次拡張事業計画で、昭和23年（1948年）に工事が始められました（総工費 1,800万円）。

第１次拡張事業では主にポンプ※場の建設や送配水管布設工事など、これまでどおり大阪市から浄水を受水するための施設建設でしたが、第２次拡張事業（総工費8,100万円）では千里山浄水所の増強、片山浄水所さく※井・急速ろ過池建設など自己水源の確保を目指しました。

（3） 建設の時代の幕開け

水道事業は独※立採算制により経営されていますが、この根拠となる法律が昭和27年（1952年）に施行された地方公営企業法です。水道部は昭和31年（1956年）に地方公営企業として発足しました。水道の普及率は65％に達し、更に広げていこうとする時期に当たります。

この頃は、日本の経済が戦後の混乱から立ち直り、高度成長の準備を整えていた時期で、大阪の衛星都市ではドーナツ化現象（大都市周辺への人口の移動・集中）と生活様式の変化で水需要が急速に伸びていました。さらに本市では、千里丘陵の開発が進められ、高層住宅の建設ラッシュとも重なって水需要の伸びにどう応えるかは、頭の痛い問題でした。

こうした中で、昭和32年（1957年）にはこれまでの３倍に及ぶ総工費２億６千万円を投じて、さく井の増設、配水池の新設など第３次拡張事業に着手し、昭和33年（1958年）には山田地区への給水を開始しました。また、昭和35年（1960年）には府営水道からの浄水の受水を開始するなど急増する水需要に対し懸命な努力が注がれました。

しかし、水需要の伸びは予想をはるかに上まわり、昭和36年度（1961年度）から５か年継続の第４次拡張事業（総工費10億４千万円）に着手しました。これは泉浄水所の建設を主とする事業で、これにより泉浄水所は一日最大１万９千m^3の処理能力をもつ本市の中心施設となりました。また、能力アップに伴って送配水幹線の整備、ポンプ場の増設もあわせて進められました。

（4） 建設の時代　ピークへ

大阪府による千里ニュータウンの建設が始まった昭和37年（1962年）からは水需要増のほとんどを府営水道に依存することになり、その導入施設として千里丘陵第一受水場、津雲配水場、蓮間配水場などが府企業局により建設されました。これらの施設はのちに本市に安価で譲渡され、本市水道事業の経営安定に大きく寄与しました。

しかし、水需要増は更に加速し、昭和40年（1965年）には総工費15億２千万円で第５次拡張事業に着手し、日量３万m^3の淀川原水導入など自己水源の確保を図りました。なおこの間、事務の機械化、無線装置の採用による機動力の強化、集金制の廃止と納付制の開始など経営の改善、近代化も進められました。

淀川原水の導入をもって自己水源の充実はピークに達し、昭和44年（1969年）からは今後の水需要増に対し府営水道への全面依存に方針を切り替え、第６次拡張事業に着手しました（総工費29億９千万円）。これは、府営水の受水増に必要な施設の増強のほか、「安

年	主な出来事
明２０	横浜市に近代水道誕生
昭 ４	世界大恐慌
〃１３	厚生省設置
〃１６	太平洋戦争勃発
〃２０	〃　終戦
〃２２	地方自治法制定
〃２３	地方財政法制定
〃２５	地方公務員法制定
	ジェーン台風襲来
〃２６	サンフランシスコ講和条約締結
〃２７	地方公営企業法制定
〃３０	神武景気
〃３１	日本水道協会発足
〃３２	地方公営企業金融公庫設立
	水道法制定
〃３４	第１回水道週間
〃３５	自治省設置

※ポンプ場

水を低いところから高いところへ送るためにはポンプ（電気による動力を利用）で水に圧力を加えて送水しなければなりません。そのための施設をポンプ場といい、市内数か所にこの施設があります。

※さく井・急速ろ過池

地下水を汲み上げるために掘り進めた井戸（本市は200～300ｍの深井戸）をさく井といいます。

急速ろ過池は、原水を浄水にするための処理施設の一部で、砂や砂利などを敷きつめた層に水を通して不純物を取り除くための池です。

（「急速ろ過」は１日に120ｍくらいの速さでろ過するもので、ろ過池のほとんどはこの急速ろ過池です。）

※独立採算制

地方公営企業は自治体（府や市町村など）が経営する企業ですが、税金などで賄われる一般会計とは切り離し、「事業に係る費用は事業による収入で賄う」よう法律で定められています。

全で断水・公害のない上水道」を目指して最新のコンピュータによる水質※の連続監視設備、市内全施設の集中監視※・制御（コントロール）設備の建設を進めるもので、昭和53年（1978年）に完工しました。

この間、昭和48年（1973年）にオイル・ショックが起こり、これによる狂乱インフレは水道財政を危機に陥れました。新たに開始した加入金※、開発負担金による増収では追いつかず、支払の繰延べや職員給料の支給日変更など資金繰りに大変苦労しました。

（5） 維持管理の時代へ

高度経済成長がオイル・ショックを境に「低（安定）成長」に入った昭和50年代。本市では建設の時代のツケとも言える財政危機の立て直し、財政健全化が大きな課題となりました。そのため、昭和50年（1975年）に水道事業懇談会を開き事業全般にわたる抜本的な再検討を行いました。これを受けて翌51年には加入金・開発負担金の改定と水道料金の大幅値上げ（約45%）を行い、また逓増※制を導入し節水型の料金体系としました。

しかし、府営水道の値上げなど水道事業を取り巻く厳しい環境は変わらず、同52年に再度料金を値上げ（約35%）し、同53、54年には２段階で値上げ（約24%）を行いました。

なお、第６次拡張事業（第２回変更）完工後は、「上水道施設等整備事業」に移行し、自己水有効利用等を目指す配水池及び配水管網等の整備を重点に事業を進め、さらに「第６次拡張事業（第３回変更）」として、平成６年（1994年）に高度浄水処理※の設備築造工事に着手しました（同９年竣工、供給開始）。

財政面では、10年にわたり据え置いた水道料金を平成元年（1989年）から約27%、同５年から約30%改定し、老朽化した施設の整備を図りつつ、より良質の水道水供給を目指す「水道新時代」にふさわしい財政基盤整備を図りました。

平成７年（1995年）１月に阪神・淡路大震災が発生し、泉浄水所の高架洗浄水槽が損傷したほか、配水管（22か所）や給水管（約1,600か所）、受水槽（21か所）が破損し、一時は約4,000世帯が断水するなど本市にも甚大な被害をもたらしました。震災を教訓とした施設の耐震化など災害対策の一層の強化、さらに配水管整備や直結給水の拡大等各種事業推進のための財源確保が急務となり、同９年に約23%の料金改定を実施しました。

事業経営面では、平成８年（1996年）７月に水道事業経営審議会が発足し、同10年に出された答申（消費税転嫁、大震災対策、企業努力ほか）を踏まえた効率的な事業経営に努めてきました（料金等への消費税転嫁については同13年７月から実施）。また、第３次水道事業経営審議会で出された新たな中長期計画についての答申に沿い、平成16年（2004年）４月に第１次上水道施設等整備事業を策定し、浄配水施設の整備に着手しました。事業では配水管の管網整備や管路耐震化工事などを進め、自己水源の有効利用とあわせ、水道水の安定供給に努めました。水需要や給水収益が年々減少傾向にある中で、経年劣化する施設の改良・更新をどう計画的に進めるのか、また安心して飲んでいただける水道水を安定的に供給することなど水道事業を取り巻く新たな環境の変化への対応のため、平成18年（2006年）11月、「吹田市水道部中期経営計画」を策定し、これまで以上のサービスを最小の経費で実現できるよう、効率的な事業運営を目指しました。

こうした中で、平成19年（2007年）には、基本水量の見直しや逓増度の緩和を目的とした料金値下げ（△3.36%）を行うとともに、口座振替割引制度の導入など市民サービスの拡大を図りました。

維持管理の時代から更新の時代へと移りつつある中で、平成21年（2009年）12月に中期経営計画の方向性を発展させた新たな地域水道ビジョンとして、「すいすいビジョン2020～吹田の水標～」を策定しました。このビジョンの着実な推進に向けて、事業計画においては、老朽化した井戸の掘替えや水需要が減少する中での施設能力の見直しなどに対応するため、平成22年（2010年）３月に第６次拡張事業（第４回変更）の認可を受けました。同時に更新事業や基幹施設の耐震化を中心とした第２次上水道施設等整備事業にも取り組み、これらの事業計画を支えていくためには財政・組織の両面から見た、更なる経営基盤の強化が必要となりました。

（6） 維持管理から更新の時代へ

平成22年度（2010年度）を初年度とする第２次上水道施設等整備事業では、管路・施設の耐震化とあわせ、経年化した管路の更新事業、老朽化した井戸の掘替え、泉浄水所電算機更新工事を始め、片山浄水所の更新を控え新たな水処理の実証実験に取り組むなど、本格的な更新時代に入りました。日本全体では人口減少が始まり、今後更に水需要の減少傾向が加速

年	主な出来事
昭３９	自治省に地方公営企業制度調査会設置
	淀川水質協議会発足
〃４０	地公企制度調査会答申･琵琶湖総合開発構想
〃４１	地方公営企業法一部改正
〃４２	日水協「水道料金算定基準」を厚生省に答申
〃４５	水質汚濁防止法制定
	吹田市で万国博開催
〃４７	琵琶湖総合開発決定
〃４８	オイル・ショック
〃５２	水道法一部改正
〃５４	琵琶湖富栄養化防止条例制定
	第２次オイル・ショック
〃５９	厚生省｢おいしい水研究会｣設立
平１	消費税法施行
〃４	琵琶湖総合開発概成
〃５	水質基準の大幅改正
〃７	阪神・淡路大震災
〃８	「規制緩和推進計画」に基づく水道法一部改正
〃１４	水道法一部改正
〃１６	水道ビジョン

※水質の連続監視設備

「給水モニター」を市内十数か所に設置し、常に安全な水を送るため、管末の水質・水圧の状態を24時間監視･記録しています。

※集中監視・制御設備

市内全域をオンラインで結び、効率的給水、事故早期発見、渇水対策などに効果を発揮し、また浄水所の人員抑制など経営効率化にもつながっています。

※加入金・開発負担金

加入金は、水道施設更新の財源対策や新旧需要者間における負担の公平性の確保等を目的として、新たに水道を設置する場合に費用負担していただくものです。

開発負担金は、人口増加などに伴う水道施設の拡張費用の一部を開発事業者等に負担していただくものでしたが、制度の役割を終えたため、平成28年(2016年）４月に廃止しました。

※逓増（ていぞう）制

使用水量の増に応じて料金単価が上がる制度で、高使用高負担の節水型料金体系です。

※高度浄水処理

河川水質の悪化とともに注目された浄水処理法で、塩素とオゾンにより滅菌処理し、さらに活性炭処理により、臭いの除去を行います。

していくことが予想される厳しい時代を迎えました。

また、平成23年（2011年）４月から大阪広域水道企業団※（以下「企業団」という。）が事業を開始し、受水する42市町村が共同で用水供給事業等を経営することになりました。

平成23年（2011年）３月に発生した東日本大震災では、約２か月間にわたり40人の職員を現地での応急給水支援活動に派遣しました。その後、現地での活動による教訓を生かし、災害への備えを充実させるとともに、基幹管路などの耐震化を更に積極的に進めるため、施設整備計画の見直しを図りました。

料金業務では、市役所本庁舎内に設置していた水道部分室を平成23年度末で廃止したほか、平成24年（2012年）４月から市内全域の検針業務を委託しました。

年	主な出来事
平２３	東日本大震災
	大阪広域水道企業団設立
〃２４	水道法一部改正
	地方公営企業法一部改正
〃２５	新水道ビジョン
〃２６	水循環基本法制定
〃２８	認可権限大阪府へ一部委譲
	熊本地震

（７） 更新の時代の始まり

これからの大量更新の時代を新たな課題に対応し再構築するチャンスと捉え、おおよそ40年先の将来像を描いた「吹田市水道施設マスタープラン」を平成25年（2013年）３月に策定しました。また、時期を同じくして、厚生労働省から「新水道ビジョン」が公表され、これまで以上の水道施設の強靭化が求められたことから、翌年にはマスタープランに基づき第２次上水道施設等整備事業を見直しました。見直しに当たっては、片山浄水所水処理施設更新工事及び片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事のいわゆる２※大工事を事業として位置づけ、平成28年（2016年）３月には、片山浄水所の更新に必要な変更認可「吹田市水道再構築事業」を取得しました。同年秋には両工事に着手し、本市水道事業にとっての新しい時代の幕開けとなりました。

平成29年(2017年)２月には、北大阪健康医療都市に設置した耐震性貯水槽の供用を開始し、災害時給水拠点とするなど災害時に備えた取組を進める中、同年８月に本市南部を中心に大規模な停電が発生しました。この停電により、泉浄水所において浄水処理が一時停止し、片山浄水所からのバックアップによる対応、自家発電の運転開始のほか、料金システム停止への対応などが必要になり、非常時の対応について改めて考える機会となりました。

さらに、平成30年（2018年）６月に大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生し、本市では震度５強を観測しました。本市の水道施設に大きな被害はなかったものの、濁水の発生により市内全域で３日間にわたり応急給水活動を行いました。また、企業団の本市への送水管が破損し大量の水が道路上に溢れたほか、高槻市、箕面市、茨木市などにおいても漏水や濁水の被害が発生しました。これを機に、泉浄水所以外でも給水車への補給が可能となるよう片山浄水所等において災害時給水拠点の機能の充実を図るとともに、避難所となる小学校への組立式給水タンクの設置を進めてきました。

同年９月には台風21号が関西地方に上陸し、市内でも強風による倒木や家屋の損壊等のほか、大規模な停電が発生したため、高層マンションなどではポンプが停止し断水したことから、応急給水活動を実施しました。この年は西日本を中心に集中豪雨が発生し岡山県などで大きな被害が発生しており、地球温暖化等の影響により想定以上の豪雨災害が多発している中で、地震だけでなく様々な災害への備えが必要となってきています。

経営面においては、水需要が減少傾向にある一方で２大工事を始めとする施設整備に多大な費用が必要となるなど、経営環境が厳しさを増していくことを想定して、平成25年（2013年）６月に「今後の水道事業と料金のあり方について」を水道事業経営審議会に諮問し、翌年６月に答申が出されました。

その答申に基づき１年半の検討を重ね、平成27年（2015年）12月定例市議会において、２年間で10％の値上げとなる料金改定と用途別から口径別※料金体系への変更、加入金の改定、督促手数料及び延滞金の廃止等の条例改正案が可決され、平成28年（2016年）４月から施行されました。この19年ぶりとなる値上げにより、料金算定期間である平成30年度（2018年度）までの３年間の施設整備の財源を確保しました。また、口径別料金への変更により、今後も続くと予測される節水型社会においても水需要の減少に大きく左右されない料金体系とすることができました。

財源の確保のほか、平成28年（2016年）４月から高齢者世帯声掛けサービス及び認知症サポーターの取組を、平成31年（2019年）３月からは水道の閉開栓電子申請を開始するなど、サービスの充実を図りました。

また、経営効率化につながる広域連携の取組のひとつとして、企業団千里浄水池に近接している本市蓮間配水場と豊中市、箕面市の受配水施設との将来的な統廃合を目指した共同ポンプ施設の整備を進めています。平成27年度（2015年度）に締結した「大阪広域水道企業団が所有する千里浄水池の敷地内における豊中市、吹田市及び箕面市共同ポンプ施設の整備に

※大阪広域水道企業団

淀川表流水を水源として浄水処理した水道水を、大阪市以外の府内42市町村(末端水道事業)に卸売りする用水供給事業や、工業用水事業を行っています。前身は大阪府営水道で大阪府が経営していたものを受水する42市町村が事業を継承し、平成23年(2011年)４月に事業を開始しました。

※２大工事

泉浄水所の将来的な機能停止を見据え、片山浄水所を中心とした再構築を目的として実施する工事です。

片山浄水所の水処理施設を膜ろ過方式に抜本更新する「片山浄水所水処理施設更新工事」と、２つの浄水所を結ぶ口径1000㎜の連絡管を当部初のシールド工法を用いて布設し、送配水ネットワークを構築する「片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事」を指します。

関する覚書」に基づき各市の状況に応じて段階的に進めています。

（8） 基盤強化に向けて

府内においては、企業団を中心として広域化による基盤強化の取組が進められており、平成29年（2017年）４月に企業団と四條畷市、太子町及び千早赤阪村が統合し水道事業を開始しました。さらに平成31年（2019年）４月には泉南市を始め２市４町が加わり、令和３年（2021年）４月からは藤井寺市など２市２町が統合し、大阪市を除く府内42市町村のうち13市町村が統合しています。

平成30年（2018年）に、水道事業の経営基盤強化を目指し、※コンセッション方式（公設民営化）を含めた官民連携の推進や適正な資産管理、広域連携の推進が主な内容となる改正水道法が制定されました。

改正水道法においては、都道府県のリーダーシップによる水道事業の広域化推進が求められています。大阪府ではこれに先立って、平成30年（2018年）８月に府が主体の「※府域一水道に向けた水道のあり方協議会」が発足し、府内全事業体の参画の下、持続可能な府域水道事業の構築に向けた議論が始まりました。令和２年（2020年）３月には、大阪府から広域化推進プランと位置づける「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」が出されました。その後も同協議会で検討を重ね、令和５年（2023年）６月には、広域化推進プラン等を踏まえた府域全域における広域連携等の当面の取組を具体的に定めた実施計画である「大阪府水道基盤強化計画」（計画期間：令和５年度から令和19年度まで）が大阪府により策定されました。

本市においては、改正水道法の趣旨を踏まえながら、水道システムの再構築に着手した本市水道事業の基盤強化に向けた経営戦略として、10年間の投資・財政計画を含む新たな基本計画「すいすいビジョン2029」を令和元年（2019年）９月に策定しました。策定に当たっては、平成29年度（2017年度）に水道事業経営審議会に対し「吹田市水道事業の新たな基本計画について」を諮問し、その答申に基づき検討を重ね、施策の方向性や健全な水道事業を持続するための考え方などを明確にしました。

また、計画に基づき強靭な水道施設を構築し、健全な事業経営を持続することを目的として、令和２年（2020年）４月に平均改定率15.2％の料金改定を行い、「すいすいビジョン2029」の下、本市水道事業が「地域の水道」として、安全な水道水を未来へつないでいくための第一歩を踏み出しました。

令和元年（2019年）12月に発生が報告された新型コロナウイルス感染症が急速に全世界に拡大し、我が国においては、令和２年（2020年）４月の緊急事態宣言発出以降、外出の自粛や企業への休業要請などにより社会生活や経済活動が大きく制限されることとなりました。こうしたコロナ禍において、感染症予防や衛生確保の観点から水道水の重要性が高まる中、国から水道事業体に対し、水道料金の支払猶予について要請が出されたことから、本市では支払期限の延長や給水停止処分の中止などの支援策を講じました。

持続可能な水道を目指し、財源確保に努めつつ取り組んでいる施設整備のうち、老朽化が進んでいた片山浄水所の水処理施設の更新工事が令和４年（2022年）１月に完成しました。（通水は令和３年（2021年）12月１日から開始）約６年の月日をかけてリニューアルした片山浄水所は、地下水処理に最適な「膜ろ過方式」を新たに採用し、無駄のない水づくりや排水処理まで可能となりました。また、施設の耐震化や自家発電設備の設置、応急給水設備の充実を図り、拠点施設にふさわしい強靭な浄水所に生まれ変わりました。これに先立ち、令和３年（2021年）３月には泉浄水所との連絡管が完成しており、浄水所間の浄水の相互融通が可能となるなど、この２大工事の完成により給水の安定性は格段に向上しました。また、更なる安定供給を図るため、地下水源の増強や企業団の千里幹線南千里分岐と片山浄水所を結ぶ送水管の複線化及び耐震化を進めています。

市域北部においても、基幹施設である津雲配水場の耐震化が令和４年（2022年）９月に完了し、マイクロ水力発電や太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を進めています。

企業団、豊中市及び箕面市による広域連携の取組の第一段階として、配水管工事の完成に併せて令和４年（2022年）３月に「豊中市及び吹田市による豊中市柿ノ木配水場の共同化に関する協定書」を締結し、蓮間配水場からポンプ圧送方式で配水していた地域は同年４月に豊中市柿ノ木配水場からの配水に切り替えました。同時に、自然流下方式で配水していた地域は企業団千里浄水池からの配水に切り替えました。

これらに加え、「吹田市水道部受援計画」（令和４年（2022年）３月策定）に基づき令和

年	主な出来事
平２９	大阪広域水道企業団と四條畷市、太子町、千早赤阪村との事業統合
〃３０	大阪府北部地震 平成30年7月豪雨 水道法一部改正
〃３１	大阪広域水道企業団と泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町との事業統合
令２	新型コロナウイルス感染拡大
〃３	大阪広域水道企業団と藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町との事業統合 水循環基本法一部改正

※ロ径別料金体系

料金算定に当たり、使用者の水道メーター（給水管）の口径に応じて料金格差を設ける体系のことです。給水管口径に基づく給水能力に見合った料金負担となるため、客観的公平性に優れ、日本水道協会の料金算定要領でも口径別料金体系を原則としています。

※コンセッション方式（公設民営化）

地方公共団体が水道施設の所有権を有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねるPFI（Private Finance Initiative）の類型の一つです。

令和元年（2019年）施行の改正水道法により、地方公共団体が水道事業者としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて公共施設等運営権を民間事業者に設定することができるようになりました。

※府域一水道

府内の水道事業体が共通して抱える課題に対し、広域化による運営基盤強化を図るため、将来的に府内43市町村の水道事業を統合しようとするものです。市町村はそれぞれ事情が異なるため、多様な広域化の形態を探りながら企業団及び市町村の合意形成に基づき進めています。

５年（2023年）１月に豊中市と合同で応急給水訓練を行うなど様々な面で連携協力しています。

泉浄水所の淀川水源を取水する淀川取水場において、前面道路の拡幅を目的とした敷地後退が求められ、沈砂池やポンプ設備等の運用停止を伴うことから、取水の継続性及び安定性を確保するための対策が必要となりました。そこで、淀川取水場の上流部から取導水する一津屋取水場及び三市（尼崎市、西宮市、伊丹市）共同導水管を利用して新たに分岐導水することを計画し、関係団体と広域的に連携等を図りながら管路工事を進めています。

水道事業の基盤強化を図るには、市民の理解や地域の協力が不可欠です。

避難所となる市内の市立小学校を災害時給水所と位置づけ、より身近に応急給水が受けられるように、組立式給水タンクの設置を平成30年（2018年）から進めてきました。令和２年度（2020年度）で全36校への配備が完了し、翌年度以降、各地域と組立式給水タンクを用いた訓練を積極的に行っています。

市民との双方向のやり取りを重視した、水道版タウンミーティング「水道いどばた会議」等の住民理解の取組が料金の適正化につながったことなどが評価され、令和３年（2021年）９月に優良地方公営企業総務大臣表彰を受賞しました。

令和４年（2022年）３月には、広報活動の目的や方向性を示し、戦略的に実施する方針として「広報コンパス５Ｄ」を策定し、大阪大学、大阪学院大学を始めとした大学との連携を含め若年層をターゲットとした広報や英語での動画作成、イベント等での双方向コミュニケーションなど戦略的な広報を実施しています。

今後も水道水を安定して供給していくためには、それを担う人材を育成していくことも重要となります。「現場力向上方針」（令和４年（2022年）３月策定）と研修計画「target」（令和５年（2023年）３月策定）に基づき、計画的な技術の習得と技能の継承を図り、高い現場力を持った職員の育成に努めるとともに、計画的に事業を推進することで、強靭な水道システムを未来につないでいきます。

年	主な出来事
令 5	「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」成立・公布。水道行政の国土交通省及び環境省への移管が決定。（令和６年４月施行）

2. 水道事業の歩み（年譜）

年　月	建　設	制　度　等
明41(1908)		吹田町誕生
大14(1925).4		町議会にて３か年計画で水道布設を議決
大15(1926).11		大阪市と上水受水契約を締結
昭2(1927).2		町議会にて吹田町水道条例を制定
昭2(1927).3	吹田町営水道起工式挙行	
昭2(1927).4	吹田町営水道着工	総人口19,838人、給水人口6,037人 （普及率30%）
昭2(1927).7		水道事業の認可（7/20）、起債260,000円許可
昭2(1927).8	試験通水　8/25 正式通水　8/30	水道使用条例適用
昭2(1927).9		水道料金徴収開始
昭6(1931)		メーターの責任修復の許可
昭8(1933).4		水道料金改定 （尺貫法からメートル法へ移行）
昭12(1937).4		毎月集金制実施
昭15(1940).4		市制実施（吹田町、三島郡千里村、同岸部村、豊能郡豊津村が合併）
昭21(1946).1	京阪神急行電鉄経営の千里山水道を吸収し、千里山浄水所として給水開始	
昭22(1947).9	阪北上水道組合豊津地区を吸収	
昭22(1947).10		水道料金改定
昭23(1948).12	第１次拡張事業着工(変更認可)昭25.3完成	
昭24(1949).4	御旅ポンプ場完成	
	第２次拡張事業着工(変更認可)昭31.3完成	
昭24(1949).8		水道料金改定
昭26(1951).10	片山配水池築造(1,000m^3)に伴い給水開始	
昭27(1952).1		水道料金改定
昭28(1953).7	片山浄水所にて浄水開始	
昭30(1955).10		山田村合併
昭31(1956).10		地方公営企業体として発足
昭32(1957).4	第３次拡張事業着工(変更認可)昭37.3完成	
昭32(1957).12	山田地区配水幹線布設	
昭33(1958).4	山田地区給水開始	
昭34(1959).3	千里山浄水所にて浄水池築造（1,000m^3）	
昭35(1960).7	府営水道より受水開始	府営水12円50銭／m^3
昭35(1960).8	片山浄水所にて配水池築造（3,072m^3）	
昭36(1961).3	山田ポンプ場完成	
昭36(1961).4	第４次拡張事業着工(変更認可)昭40.3完成	
昭36(1961).7	府営水道が千里丘陵地区へ送水開始	
昭36(1961).8	山田配水池築造	

年　　月	建　　設	制　　度　　等
昭37(1962).4		水道料金改定
昭37(1962).6	泉浄水所第１期工事着工　昭38.6完成	
昭37(1962).9	千里ニュータウンに府営水道が送水開始	千里ニュータウン入居開始
		水道事業所から水道部へ
昭37(1962).10	千里丘陵第一受水場操業開始	吹田市上水道開設35周年記念式挙行
	金田ポンプ場完成	
昭38(1963).2	市内配水幹線着工　昭38.6完成	
昭38(1963).6		水質試験室発足
昭38(1963).7		千里丘簡易水道吸収（昭39.10 完了）
昭38(1963).8	佐井寺配水池築造	
昭38(1963).9	泉浄水所第２期工事着工　昭39.6完成	無線装置正式開局（金田ポンプ場内）
昭38(1963).10		吹田市水道事業協力会連絡協議会発足
昭39(1964).2	津雲配水場操業開始	
昭39(1964).4		配水管工事分担金制度条例化
昭39(1964).5	御旅ポンプ場自動化完成	
昭39(1964).7	泉浄水所にて浄水開始	
昭39(1964).9	蓮間配水場操業開始	
昭39(1964).10		片山浄水所公園計画に伴い虹ますの養殖開始
昭39(1964).12	泉浄水所に自家発電装置完成	
昭40(1965).1	千里山浄水所ポンプ室改築工事着工 昭40.10完成	
昭40(1965).4	第５次拡張事業着工(変更認可）昭45.3完成	大阪市水16円／m^3、府営水16円／m^3
		紀州製紙施設使用料5円／m^3
昭40(1965).5		職員待機宿舎（山水荘）完成
		水道料金改定
昭41(1966).1	泉浄水所拡張第１期工事着工　昭41.4完成	
昭41(1966).4		労働安全衛生委員会設置
昭41(1966).6	淀川表流水受水開始	
昭41(1966).7		下水道料金（旧市内）を上水道料金と同時徴収
昭41(1966).12	泉浄水所拡張第２期工事着工　昭42.6完成	地方公営企業法改正
昭42(1967).1		管理者制度発足
昭42(1967).4		財団法人吹田市水道サービス公社発足
昭42(1967).8	万国博覧会用送水管布設工事着工 昭43.2完成	
昭42(1967).12	泉浄水所拡張第３期工事着工 昭和43.6完成	
昭43(1968).5		水道遊園条例を制定（同月21日片山浄水所に 虹ますセンターをオープン）
昭43(1968).7		集金制を廃止し、納付制を実施
		全地区委託検針を実施
昭43(1968).8		水道料金の督促手数料、延滞料徴収開始

年　　月	建　　設	制　　度　　等
昭43(1968).9	片山浄水所管理棟（庁舎）築造工事着工 昭44.4完成	
昭44(1969).3	泉浄水所管理棟（水道部本庁舎）築造工事着工　昭44.12完成	
昭44(1969).4	第６次拡張事業着工(変更認可)昭54.3完成	
	片山浄水所混和池築造工事着工 昭46.3完成	
昭44(1969).12	泉浄水所第２配水池築造工事完成	泉浄水所管理棟（水道部本庁舎）完成に伴う移転
	泉浄水所高架水槽築造工事完成	
昭45(1970).3	片山浄水所第３配水池築造工事着工 昭46.3完成	
昭45(1970).4	千里配水幹線工事着工　昭46.5完成	
昭45(1970).5	片山浄水所高速ろ過設備工事着工 昭46.3完成	
昭45(1970).7	千里丘陵第一受水場 機能停止	
昭45(1970).8		水道料金調定事務に電算導入
昭46(1971).2	片山浄水所第11号さく井掘さく工事着工 昭46.8完成	
昭46(1971).4	第６次拡張事業(第１回変更)着工	千里丘陵地区上水道事業を統合
昭46(1971).10	岸部地内φ450㎜配水管工事着工 昭47.10完成	
	山田幹線φ600㎜導水管工事着工 昭47.3完成	
昭46(1971).11	集中監視制御設備第１期工事着工 （津雲・山田）　昭47.6完成	
昭47(1972).4	第６次拡張事業(第２回変更)着工	２か月検針、２か月徴収実施
昭47(1972).5		加入金制度実施、集合住宅各戸検針・各戸徴収実施（遠隔指示メーターのみ）
昭47(1972).10	集中監視制御設備第２期工事着工 （御旅・原水モニター）　昭48.3完成	大阪市水25円／m^3に改定
昭47(1972).12	千里山高速ろ過装置工事完成	
昭48(1973).4		開発負担金制度実施、検針員を非常勤嘱託職員として採用
昭48(1973).7	集中監視制御設備第３期工事着工（蓮間） 昭49.1完成	異常渇水により府の給水制限受ける
昭48(1973).9	千里山浄水所第11号さく井掘さく工事着工 昭49.5完成	
	山田新芦屋φ400㎜配水幹線第１期工事着工 昭48.10完成	
昭48(1973).10	集中監視制御設備工事第３期工事着工 （給水モニター）　昭49.3完成	
昭48(1973).12	山田新芦屋φ400㎜配水幹線第２期工事着工 昭49.6完成	

年　　月	建　　設	制　　度　　等
昭49(1974).4	給水モニター設置	加入金、開発負担金、給水工事関係手数料改定
		紀州製紙施設使用料6円30銭／m^3に改定
昭49(1974).6		府営水19円70銭／m^3に改定
昭49(1974).7	泉浄水所180kW送水ポンプ増設工事着工 昭50.2完成	
	泉浄水所第８号さく井掘さく工事着工 昭49.12完成	
昭49(1974).9	集中監視制御設備第４期工事着工 昭50.3完成	
昭49(1974).11	御旅ポンプ場改築工事着工　昭50.5完成	
昭50(1975).4		大型メーター２か月検針実施
昭50(1975).8	集中監視制御設備第５期工事着工 昭51.1完成	水道事業懇談会を設置
昭50(1975).9		大阪市水50円／m^3に改定 （責任使用水量制採用）
昭51(1976).3	泉・片山浄水所汚泥槽設備工事完成	
昭51(1976).4		水道料金改定（平均45.52％・逓増制導入）、 加入金・開発負担金・給水工事関係手数料を改定
昭51(1976).7	泉浄水所第９号さく井掘さく工事着工 昭52.2完成	
昭51(1976).10		府営水29円70銭／m^3に改定
昭52(1977).4		水道料金改定（平均35.00％）
昭52(1977).6	集中監視制御設備第６期工事着工（情報処理の部）　昭53.3完成	
昭52(1977).7		開発負担金改定
昭52(1977).8		異常渇水による取水・給水制限実施
昭52(1977).9	山田新芦屋地内φ400㎜配水幹線布設工事着工　昭52.11完成	
昭52(1977).10	都市計画道路佐井寺山田下線φ300㎜配水幹線布設工事着工　昭52.10完成	水道事業懇談会解散
	山田地内φ450㎜配水幹線布設工事着工 昭52.11完成	府営水43円70銭／m^3に改定
昭52(1977).12	南吹田第１土地区画整理地内配水管布設工事着工　昭53.4完成	
昭53(1978).2	片山浄水所府水導入管φ450㎜布設第１期工事着工　昭53.5完成	
	山田地内φ450㎜配水幹線布設工事 （第１工区・第２工区）着工　昭53.5完成	
昭53(1978).4	泉浄水所第10号さく井掘さく工事着工 昭53.9完成	水道料金改定（平均19.77％）
		昭53.3.9議決「大阪府営千里浄水池系送水施設の管理・運用に関する協定」発効

年　　月	建　　設	制　　度　　等
昭53(1978).5	片山浄水所第13号さく井掘さく工事着工 昭53.11完成	
昭53(1978).7	佐井寺山田下線φ300㎜配水幹線布設第２期 工事着工　昭53.8完成	
	山田西団地内φ450㎜配水幹線布設工事 （第１工区）着工　昭53.8完成	
	山田西団地内φ450㎜配水幹線布設工事 （第２工区）着工　昭53.9完成	
昭53(1978).9		異常渇水による取水・給水制限実施
昭53(1978).10		府営水48円70銭／m^3に改定
昭53(1978).12	山田、小川茨木線φ300㎜配水管布設工事 着工　昭54.2完成	
昭54(1979).2	国鉄駅前再開発に伴うφ300㎜配水管布設 工事着工　昭54.4完成	
	片山浄水所府水導入管φ450㎜布設工事 （第３工区）着工　昭54.3完成	
	片山浄水所府水導入管φ450㎜布設第２期 工事着工　昭54.4完成	
昭54(1979).3		水道料金改定（平均3.94%）
昭54(1979).4	第１期上水道施設等整備事業着手 昭60.3完成	
昭54(1979).5	泉浄水所高架配水槽改良工事着工 昭54.8完成	
昭54(1979).6	万博調圧槽改良工事着工　昭54.7完成	
昭54(1979).7	山田新芦屋地内φ300㎜布設工事着工 昭54.10完成	
昭54(1979).9	職員待機宿舎（山水荘）改良工事着工 （建替え）昭54.11完成	
昭54(1979).10	小曽根配水幹線φ500㎜布設工事着工 昭54.11完成	
	都市計画道路佐井寺片山高浜線配水幹線 φ600㎜布設工事着工	
昭55(1980).11		口座振替制度開始
昭55(1980).11	津雲配水池新設工事着工　昭55.12完成	
昭55(1980).3	江坂町２丁目上水道管布設工事着工 昭55.4完成	
昭55(1980).5	旧職員待機宿舎（山水荘）建物解体撤去工事 着工　昭55.6完了	
昭55(1980).8	都市計画道路佐井寺片山高浜線配水管 φ600㎜布設工事着工　昭56.2完成	

年　　月	建　　設	制　　度　　等
昭55(1980).9	糸田川φ500㎜水管橋架設工事着工 昭56.2完成	
昭55(1980).12	万博地内φ400㎜配水幹線布設工事着工 昭56.3完成	
昭56(1981).2	泉浄水所塩素中和装置改良工事着工 昭56.3完成	異常寒波による給水管等の凍結
	下新田配水幹線φ400㎜布設工事着工 昭56.4完成	
昭56(1981).3	山田新芦屋地内φ300㎜配水幹線布設工事着工　昭56.5完成	水道遊園（虹ますセンター）廃園　昭56.3.31
昭56(1981).4	山田配水池送水管φ350㎜布設工事着工 昭56.7完成	紀州製紙施設使用料8円50銭／m^3に改定
昭56(1981).9	西部配水幹線φ300㎜布設工事着工 昭56.11完成	泉浄水所粒状活性炭投入　昭56.9.8
	片山浄水所府水導入管φ450㎜布設第４期工事着工　昭56.11完成	建設省より水利使用許可　昭56.9.24 （30,000m^3／日）
昭56(1981).12	片山浄水所第４配水池新設工事 （容量14,000m^3）着工　昭58.8完成	
昭57(1982).4	片山配水池φ400㎜布設工事着工 昭57.5完成	直営電子計算機へ移行
昭57(1982).5	片山浄水所次亜塩素酸ソーダ注入設備工事着工　昭和57.8完成	
昭57(1982).7	府道大阪高槻京都線配水管φ600㎜横断工事着工　昭57.9完成	
昭57(1982).9		電子計算機端末機による検索開始
昭58(1983).4		紀州製紙施設使用料10円／m^3に改定
昭58(1983).8	中継ポンプ場新設工事　昭59.1完成	
昭58(1983).10	（仮称）西江坂コミュニティー道路送水管φ500㎜布設工事　昭59.1完成	
	中継ポンプ場新設工事（建築の部） 昭59.1完成	
昭59(1984).2		異常寒波による給水管等の凍結
昭59(1984).4	片山昭和町送水幹線φ600㎜布設工事 （その１）昭59.5完成	督促手数料改定
昭59(1984).6	片山昭和町送水幹線φ600㎜布設工事 （その２）昭59.10完成	
	津雲配水場送水ポンプ増設工事着工 昭59.10完成	
昭59(1984).10		府営水57円20銭／m^3に改定
		大阪市水55円／m^3に改定
		異常渇水により第１次取水制限を受ける （10%カット）　昭59.10.8

年　　月	建　　設	制　　度　　等
昭59(1984).11	佐井寺区画整理内送配水管φ100～450㎜布設工事　昭60.2完成	異常渇水により第２次取水制限受ける（20%カット）　昭59.11.6
昭60(1985).4	第２期上水道施設等整備事業着手（第１期継続）　平 5.3完成	
昭60(1985).8		泉浄水所粒状活性炭敷置　昭60.8.24
昭60(1985).11	南千里片山送水幹線φ700㎜布設工事（その２、３）　昭61.4完成	
昭61(1986).3		吹田市水道事業協力会連絡協議会解散
昭61(1986).8	南千里片山送水幹線φ700㎜布設工事（その１）　昭61.9完成	
	南千里片山送水幹線φ700㎜布設工事（その６）　昭61.11完成	
昭61(1986).10	南千里片山送水幹線φ700㎜布設工事（その５）　昭62.1完成	異常渇水により第１次取水制限を受ける（10%カット）　昭61.10.17
昭61(1986).11	中央管理室計装設備工事　昭62.3完成	異常渇水により第２次取水制限を受ける（20%カット）　昭61.11.28
昭62(1987).2	南千里片山送水幹線φ700㎜布設工事（その４）　昭62.5完成	
昭62(1987).3	南千里片山送水幹線φ700㎜布設工事（その７）　昭62.6完成	
昭62(1987).6		泉浄水所で粒状活性炭敷置
昭62(1987).7		部に「理事」設置
昭62(1987).8	泉浄水所汚泥処理設備工事（その１、その２）　昭63.5完成	
昭62(1987).10		部長を一般職として設置（昭62.10.20公布）
昭63(1988).4	府工業用水道緊急応援分水工事 昭63.11完成	
昭63(1988).9	千里丘下配水管φ250～300㎜布設工事 平元.1完成	泉浄水所で粉末活性炭投入
昭63(1988).11	中央管理室計装設備工事　平元.1完成	
平元(1989).4		府営水55円54銭／m^3に改定
		消費税法施行（３%）、水道料金改定（平均26.88%）
		遠隔契約における差水料金徴収の原則廃止
平元(1989).6	南千里佐井寺送水幹線φ700㎜布設工事 平2.1完成	水の缶詰「千里の水」製造配布、泉浄水所で粉末活性炭投入（6/20～7/11）
平元(1989).7		「３階」直結給水開始（個人住宅）
平2(1990).2	地下水系浄水処理実験設備製作	
平2(1990).3	泉表流水№２沈澱池汚泥排泥装置完成	
平2(1990).4		市制施行50周年、水の缶詰再製造、機構改革実施
平2(1990).5		泉浄水所で粉末活性炭投入（5/24～6/20）

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平2(1990).6	片山浄水所さく井掘替工事　平3.3完成	
	佐井寺配水池築造工事　平3.3完成	
	中央管理室計装設備改良工事　平2.11完成	
平2(1990).7	高度浄水処理実験設備工事Ⅰ　平2.12完成	
平2(1990).8	佐井寺南区画整理内配水管 φ100～450㎜布設工事　平3.3完成	
	佐井寺南区画整理内送水管 φ300～700㎜布設工事　平3.3完成	
平2(1990).9	泉浄水所さく井掘替工事　平3.3完成	泉浄水所で粉末活性炭投入（9/3～9/14）
平2(1990).10	泉浄水所№1沈澱池改良工事　平3.3完成	
平3(1991).3		淀川表流水水利権更新（１回目）
平3(1991).5		「千里の水」1.5ﾘｯﾄﾙ ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ　製造配布
平3(1991).6	高度浄水処理実験設備工事Ⅱ　平3.9完成	第１回市民水源見学バスツアー実施
平3(1991).7	佐井寺南区画整理内配水管 φ100～250㎜布設工事　平4.9完成	
平3(1991).8		泉浄水所で粉末活性炭投入（8/21～10/14）
平3(1991).10		見学者用水道ＰＲビデオⅡ完成
平3(1991).11	佐井寺南区画整理内送水管 φ450～700㎜布設工事　平4.3完成	
平4(1992).4		高度浄水処理水「ﾌﾟﾘﾎﾞｰﾅ･ﾌｫﾝﾄ」製造配布
		紀州製紙施設使用料12円20銭／m^3に改定
平4(1992).5	片山浄水所水処理設備改良工事 平5.10運転開始	
平4(1992).7		水道事業懇談会開催（同年９月４日提言、解散）
平4(1992).8	泉浄水所さく井掘替工事　平5.5完成	泉浄水所で粉末活性炭投入（8/5～8/19）
	佐井寺南区画整理内配水管 φ75～350㎜布設工事	建設省より水利使用許可（継続）平4.8.25 （30,240m^3／日）
平4(1992).10	佐井寺南区画整理内送水管φ700㎜布設工事	
平5(1993).3	第６次拡張事業(第３回変更認可取得)	
平5(1993).4	片山浄水所前処理施設稼働	水道料金改定（平均29.85%）
		府営水74円50銭／m^3に改定
		「ﾌﾟﾘﾎﾞｰﾅ･ﾌｫﾝﾄ」再製造
		「３階」直結給水開始（集合住宅等）
平5(1993).5		泉浄水所で粉末活性炭投入（5/31～6/14）
平5(1993).6		大阪市水74円／m^3に改定
平5(1993).8	泉浄水所さく井掘替工事　平6.2完成	
平5(1993).11		開発負担金改定
平5(1993).12		水質新基準施行
平6(1994).3	中央管理室制御用電算機更新工事完成	(財)吹田市水道サービス公社による小規模受水槽
	片山浄水所ポンプ設備工事完成	無料点検サービス開始
平6(1994).6		水道週間シンポジウム開催

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平6(1994).8		泉浄水所で粉末活性炭投入（8/12～9/21）
		異常渇水により８月22日、渇水対策本部を設置（第３次取水制限20%カット実施、10/4解散）
平6(1994).10	庁舎第一別館完成	
	高度浄水処理設備築造工事起工	
平7(1995).3		千里山浄水所廃止
		水道部災害対策委員会（阪神・淡路大震災）設置
平7(1995).4		営業電算新システム稼働
		非常用飲料水（1リットルパック水）製造開始
平7(1995).9	庁舎本館改装完了	
平8(1996).4		「５階」直結給水開始
平8(1996).7		水道事業経営審議会発足
		「O-157」対策委員会設置
平8(1996).12	蓮間配水場耐震化設備工事着工 平9.3完成	臨時用保証金改定
平9(1997).1		異常寒波による給水管等の凍結
平9(1997).3		メーター口径30㎜採用（メーター料徴収は４月分から）、加入金・開発負担金改定
平9(1997).4		水道料金改定（平均23.13%）
		地方消費税導入等による消費税率引上げ（５%）
		「O-157」対策委員会設置
平9(1997).5		摂津市からの受水停止
平9(1997).6	高度浄水処理設備築造工事竣工、供給開始	記念式典挙行（事業創設70周年、高度浄水処理設備築造工事竣工、水道サービス公社創設30周年）
		見学者用水道ＰＲビデオⅢ完成
平9(1997).8	佐井寺配水場ポンプ設備工事着工 平10.4完成	
平9(1997).9	千里山配水池築造工事着工 平11.6完成（千里山配水場に名称変更）	
平9(1997).12	津雲配水場耐震化工事着工　平10.5完成	水道条例改正（指定工事店制度、メーター料改定平10.4施行）
平10(1998).4		指定工事店制度改正 メーター料改定（半額）、災害配備体制改定
平10(1998).5		水道事業経営審議会「答申」
平10(1998).7		水道事業経営審議会（第２次）スタート 府営水道が高度浄水処理全面稼働
平10(1998).10	災害用備蓄倉庫（津雲）完成	
平10(1998).11	山田配水場耐震化工事着工　平11.3完成	
平11(1999).4		日本水道協会大阪府支部総会 開催（吹田市）
平11(1999).6		「コンピュータ西暦2000年問題」危機管理対策委員会設置
平11(1999).11		職員待機宿舎（山水荘）閉館
平11(1999).12	片山浄水所耐震化工事着工　平12.3完成	

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平12(2000).4		財務会計システムスタート、開発負担金改定
平12(2000).7		水道事業経営審議会（第３次）スタート
平12(2000).9		渇水対策本部を設置（9/7） （10%取水制限　9/18解散）
平12(2000).10		府営水88円10銭／m^3に改定
平12(2000).12	泉浄水所耐震化設備工事着工（№.１ポンプ井流入出管整備）平13.5完成	
平13(2001).2	災害用備蓄倉庫（山田）完成	
平13(2001).3		淀川表流水水利権更新（２回目）
平13(2001).4		再任用制度スタート
平13(2001).7		水道料金、メーター料、手数料（道路占用申請・修繕）、加入金に消費税転嫁（外税５%）
平13(2001).10		当直業務を民間委託
		「５階」直結増圧給水開始
平14(2002).3		マッピングシステム一部稼動（名神以南）
平14(2002).4		大阪市水84円／m^3に改定、改正水道法施行
		紀州製紙施設使用料11円50銭／m^3に改定
平14(2002).5		ペットボトル水「千里の水」製造
平14(2002).6		水道事業経営審議会「答申」
平14(2002).7		水道事業経営審議会（第４次）スタート
平14(2002).9		渇水対策会議を設置（9/30） （10%取水制限　平15.1.8解散）
平14(2002).12		水道条例改正(貯水槽水道関係、平15.4施行)
平15(2003).1		「10階程度」まで直結増圧給水開始
		異常寒波による給水管等の凍結
平15(2003).4		マッピングシステム全面稼動
		片山浄水所内（旧水道遊園）に「虹と水の広場」完成
平15(2003).6		水道部ホームページを開設
平15(2003).12	泉浄水所構内耐震化工事着工（第１配水池流入出管整備）平16.8完成	
平16(2004).1	片山浄水所遠隔操作設備工事完了 (平16.4月からは遠隔操作による無人化)	
平16(2004).4	第１次上水道施設等整備事業着手 (平16.4～平26.3)	水質新基準施行
平16(2004).7		水道事業経営審議会（第５次）スタート
平17(2005).1	万博配水場減圧設備工事着工 平18.2完成	
平17(2005).3	泉浄水所構内耐震化工事着工(第２配水池及び№.２ポンプ井流入出管整備)平18.7完成	
平17(2005).4		電子入札導入
		第１回津雲配水場ツツジ一般公開

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平17(2005).8		水道災害サポーター制度発足 水道モニター制度発足
平17(2005).12	泉浄水所洗浄水槽築造工事着工 平18.3完成	
平18(2006).6		水道事業経営審議会「答申」
平18(2006).7		水道事業経営審議会（第６次）スタート
平18(2006).8	泉浄水所自家発電設備取替工事着工 平19.3完成	
平18(2006).11		「吹田市水道部中期経営計画」策定
平18(2006).12		水道条例改正（宅内修繕廃止 平19.4施行、日割計算・口座振替割引制度 平19.10施行）
平19(2007).4		水道料金改定（基本水量及び最高単価見直し、平均△3.36%）
		機構改革実施（係制廃止）
平19(2007).7		日本水道協会関西地方支部総会 開催（吹田市）
平19(2007).9	蓮間配水場ポンプ改良工事着工　平20.3完成	水道GLP認定取得
平19(2007).10	蓮間配水場自家発電設備取替工事着工 平20.3完成	新水道料金システム稼動
		日割計算・口座振替割引制度開始
		郵便局・コンビニエンスストア収納開始
平20(2008).3		ペットボトル水「吹田　いずみの水」製造
平20(2008).7		水道事業経営審議会（第７次）スタート
平20(2008).9	津雲配水場自家発電設備取替工事着工 平21.3完成	
平20(2008).11		高齢者宅の水道の無料相談・点検開始
平21(2009).2		「小学校への出前授業」開始
平21(2009).3	小学校の水飲み場設置事業開始	
平21(2009).4		水道事業経営審議会「答申」
平21(2009).9	泉浄水所第２ポンプ室耐震化工事着工 平22.5完成	
平21(2009).10		大阪市水70円／m^3に改定
		老朽管更新事業・国庫補助金交付決定
平21(2009).12		「すいすいビジョン2020」策定
平22(2010).1		メーター検針業務一部委託開始
平22(2010).3	第６次拡張事業(第４回変更認可取得)	
平22(2010).4	鉛製給水管面的整備事業開始　令3.3完了	水道事業経営審議会「答申」
	第２次上水道施設等整備事業着手 (平22.4～令2.3)	府営水78円／m^3に改定
平22(2010).6		車両リース導入
平22(2010).7		水道事業経営審議会（第８次）スタート
平22(2010).10	泉浄水所薬注棟耐震化工事着工 平23.3完成	口座振替割引制度拡充(1回50円から100円に増額)
		鉛製給水管布設替工事助成金制度創設
平22(2010).11	津雲配水場第１配水池ほか耐震化工事着工 平23.7完成	
平22(2010).12	片山浄水所第４配水池ほか耐震化工事着工 平24.3完成	

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平23(2011).1		浄水運転管理業務（夜間）委託開始
平23(2011).3		東日本大震災応急給水活動支援隊派遣(宮古市、大船渡市、陸前高田市　3/16～5/21、40名派遣)
平23(2011).4		メーター検針業務委託地域拡大
		大阪広域水道企業団事業開始
		淀川表流水水利権更新（３回目）
平23(2011).9	佐井寺配水場配水池耐震化工事着工 平24.2完成	水道GLP認定更新(１回目)
	泉浄水所電算機更新工事着工 平25.3完成	
平23(2011).12	片山浄水所さく井新設工事着工 平24.5完成	
平24(2012).3		水道法施行条例制定（布設工事監督者関係、平24.4施行）
		水道部分室廃止
平24(2012).4		メーター検針業務全市域委託
		北越紀州製紙施設使用料10円90銭/m^3に改定
平24(2012).6		水道事業経営審議会「提言」
平24(2012).7		水道事業経営審議会（第９次）スタート
平24(2012).8		第１回水道フェア（夏休みすいすいくん祭り）
平24(2012).10	泉浄水所第１配水池耐震化工事着工 平27.1完成	水道料金滞納整理業務委託開始
平24(2012).12	津雲配水場第３配水池耐震化工事着工 平26.7完成	
平25(2013).3		「吹田市水道施設マスタープラン」策定
		(財)吹田市水道サービス公社解散
平25(2013).4		企業団水75円／m^3に改定
平25(2013).9	片山浄水所さく井新設工事着工 平26.7完成	
平25(2013).10		北越紀州製紙施設使用料11円30銭/m^3に改定
平25(2013).12	山田配水場配水池耐震化工事着工 平27.3完成	
平26(2014).4		水道料金・メーター料（６月検針分より適用）、加入金に転嫁の消費税８％に改定
		新地方公営企業会計制度を平成26年度予算から適用
平26(2014).6		水道事業経営審議会「答申」
平26(2014).7		水道事業経営審議会（第10次）スタート
平26(2014).11	津雲配水場第２配水池耐震化工事着工 平27.12完成	
平26(2014).9	吹田操車場跡地耐震性緊急貯水槽設置工事着工　平27.3完成　平29.2供用開始	
平26(2014).10	泉浄水所薬品注入設備更新工事着工 平27.9完成（ＰＡＣ貯槽室）	
平27(2015).4		北越紀州製紙施設使用料11円40銭/m^3に改定
		組織改正（３室体制を４室体制に変更）
平27(2015).7		「千里浄水池敷地内での共同ポンプ施設整備に係る覚書」締結（企業団及び豊中市、吹田市、箕面市）

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平27(2015).7		泉浄水所用地一部売却（南吹田駅前線立体交差事業）
平27(2015).9	万博・山田送水管布設工事着工	水道GLP認定更新（２回目）
平27(2015).12		水道条例改正（水道料金２年間で平均10%改定、口径別料金、加入金改定ほか、平28.4施行）
		開発事業の手続等に関する条例改正（開発負担金の廃止、平28.4施行）
		企業団規約の変更（３団体統合、平29.4施行）
平28(2016).1		メーター検針業務・滞納整理業務包括委託開始
		閉栓時現地精算サービス開始
平28(2016).1		異常寒波による給水管等の凍結
平28(2016).3		水道条例改正（地下水等利用専用水道、平28.10施行）
		水道事業の設置等に関する条例改正(平28.4施行)
平28(2016).3	再構築事業(変更認可取得)	
平28(2016).4		組織改正（課制廃止、グループ再編）
平28(2016).4		水道料金改定（平均5.5%、口径別料金に移行、メーター料廃止）
		加入金の改定、開発負担金、配水管工事分担金制度及び督促手数料、延滞料の廃止
平28(2016).4		高齢者世帯声かけサービス開始
		認知症サポーターの取組開始
平28(2016).4		熊本地震応急給水支援隊派遣(熊本市 4/16～4/30 15名派遣)
平28(2016).6		「大阪広域水道企業団が所有する千里浄水池の敷地内における豊中市、吹田市及び箕面市の共同ポンプ施設の第１期整備事業等に関する基本協定書」締結
平28(2016).7		水道事業経営審議会（第11次）スタート
平28(2016).8		旧王子給水塔用地一部売却（３筆のうち２筆）
平28(2016).10	片山浄水所水処理施設更新工事着工 令4.1完成	
平28(2016).11	片山浄水所･泉浄水所連絡管布設工事着工 令3.3完成	
平29(2017).2		北大阪健康医療都市（健都）耐震性貯水槽を９か所目の災害時給水拠点として供用開始
平29(2017).4		水道料金改定（平均4.5%相当分）
平29(2017).4		大阪広域水道企業団と３市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）が事業統合
		企業団議会議員定数を30名から33名に変更
平29(2017).7		水道モニター制度廃止
平29(2017).8		吹田市などで大規模停電発生(高層住宅等で断水が発生し、応急給水活動実施)
平30(2018).3		水道部経営企画会議の設置
平30(2018).4		企業団水72円／m^3に改定
		「水道いどばた会議」開始
平30(2018).5		水道事業経営審議会「答申」

年　　月	建　　設	制　　度　　等
平30(2018).6		大阪府北部地震(濁水発生で応急給水拠点開設)
平30(2018).7		企業団規約の変更（７団体統合（うち、１団体は令6.4施行）平31.4施行)
		平成30年７月豪雨応急給水支援隊派遣（岡山県倉敷市真備町 7/11～7/17、12名派遣)
平30(2018).8		府域一水道に向けた水道のあり方協議会設立
平30(2018).9		台風21号(停電によりマンション等で断水が発生し、応急給水活動実施)
平30(2018).10		水道事業経営審議会（第12次）スタート
平31(2019).3	泉浄水所　高架水槽撤去	水道の閉開栓のインターネット受付サービス開始
	津雲配水場場内管耐震化等整備工事着工 令4.9完成	
平31(2019).4	第３次上水道施設等整備事業着手 (平31.4～令12.3)	大阪広域水道企業団と６市町（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町、岬町）が事業統合
令元(2019).7		水道条例改正（指定給水装置工事事業者の指定に係る更新手数料の制定及び指定手数料の改定)
令元(2019).9		「すいすいビジョン2029」策定
		水道GLP認定更新（３回目）
令元(2019).10		水道料金（12月検針分より適用）、加入金に転嫁の消費税を10%に改定
		改正水道法施行
令元(2019).11	佐井寺配水場小水力（マイクロ水力）発電設備の設置及び運用開始（土地貸し方式)	
令元(2019).12		水道条例改正（平均15.2%改定、令2.4施行)
		旧王子給水塔用地売却
令2(2020).2		新型コロナウイルス感染症対策本部設置
令2(2020).3	部庁舎（本館）耐震補強工事完成	大阪市との分水契約解除（東、西御旅町)
	部庁舎受変電設備更新工事着工 令3.3完成	「大阪市と吹田市の応援給水に関する協定書」締結
		コロナ禍における水道料金支払猶予開始
令2(2020).4		水道料金改定（平均15.2%)
		「すいすいビジョン2029」スタート
		水道料金のスマートフォン決済開始
		中核市に移行
令2(2020).5	樫の木・万博送水管布設工事着工 令3.3完成	
令2(2020).7		企業団規約の変更（４団体統合　令3.4施行)
令2(2020).10		「豊中市及び吹田市による豊中市柿ノ木配水場の共同化に関する覚書」締結
		水道事業経営審議会（第13次）スタート
		第１回水道事業に関する市民アンケート調査実施
令2(2020).11	蓮間高区・低区配水幹線布設等工事着工 令4.5完成	市内の全市立小学校36校へ組立式給水タンク配備を完了
	泉浄水所給水車用給水栓の設置	
令3(2021).2		淀川表流水水利権更新（４回目）（取水地点の変更含む）令5.1許可

年　　月	建　　設	制　　度　　等
令3(2021).3	片山浄水所給水車用給水栓の設置	吹田市水道事業広報用動画「このまちの水の未来を考える」公開
令3(2021).4	鉛製給水管解消事業開始	大阪広域水道企業団と４市町（藤井寺市、大阪狭山市、熊取町、河南町）が事業統合
		「水道スマートメーター実証実験実施に関する協定書」締結
令3(2021).7	佐井寺配水場受変電設備更新工事着工 令4.9完成	
令3(2021).9		令和３年度優良地方公営企業総務大臣表彰 受賞
令3(2021).10		和歌山市水管橋崩落事故に伴う応急給水支援隊派遣(和歌山県和歌山市 10/4～10/12、27名派遣)
令3(2021).11	山田丘配水管布設工事着工	すいすい里親ガーデン制度開始（片山浄水所）
令3(2021).12	片山浄水所新施設通水開始　12/1	記念式典挙行
	泉浄水所高度処理棟電気設備更新工事着工	一津屋取水施設及び導水施設に係る「共同施設の利用に関する基本協定書」締結（尼崎市、西宮市、伊丹市）
	中継ポンプ場廃止	
令4(2022).1	片山浄水所場内整備工事着工	メーター検針業務・滞納整理業務・電話受付業務包括委託開始
	南千里・片山送水管布設工事（片山工区）着工	
令4(2022).3	千里山送水管布設工事着工	「豊中市及び吹田市による豊中市柿ノ木配水場の共同化に関する協定書」締結
	片山浄水所場外井戸（18号）掘削工事着工 令5.3完成	片山18号井戸用地取得（旧金田ポンプ場用地の一部との所管替えにより）
令4(2022).4	蓮間配水場からの配水を切替え 高区：豊中市柿ノ木配水場 低区：大阪広域水道企業団千里浄水池	災害時給水拠点・給水所の名称等を変更（災害時給水拠点８か所、災害時給水所37か所）
	蓮間配水場機能停止、北千里給水拠点運用開始（給水車用給水栓の設置）	
令4(2022).6		「吹田市水道部と大阪大学大学院工学研究科附属フューチャーイノベーションセンターとの連携研究・教育に係る確認書」締結
令4(2022).7		7/24 不発弾撤去処理（南吹田３丁目）に伴い泉浄水所停止、片山浄水所からの配水に切替え
		第１回夏休みめざせ！水道マイスター開催（水道フェア（夏休みすいすいくん祭り）から変更）
令4(2022).9	津雲低区配水幹線布設工事着工	台風15号による断水に伴う応急給水支援隊派遣(静岡県静岡市 9/26～10/1、8名派遣)
	津雲配水場給水車用給水栓の設置	
令4(2022).10		水道事業経営審議会（第14次）スタート
令4(2022).11	津雲配水場小水力（マイクロ水力）発電設備の設置及び運用開始（土地貸し方式）	
	片山浄水所場外井戸（19号）掘削工事着工 令5.5完成	
令5(2023).1		新水道料金システム稼働
令5(2023).3	南吹田3丁目ほか導水管布設工事着工	
	金田・広芝配水管布設工事着工	
令5(2023).4		給水管にポリエチレン二層管を採用
		日本水道協会大阪府支部総会 開催（吹田市）

－空白－

３．事業認可の変遷

項目 名称	認可 年月	計画		備考
		給水人口 （人）	一日 最大給水量 （㎥/日）	
創設	昭和　2 年 3 月	30,000	3,300	吹田町営水道給水開始
第1次水道拡張事業	昭和 23 年 3 月	70,600	12,700	給水人口(給水量)の増加 及び送水管布設事業等
第2次水道拡張事業	昭和 24 年 4 月	70,600	17,520	給水人口(給水量)の増加 及び千里山浄水所さく井新設等
第3次水道拡張事業	昭和 32 年 2 月	128,000	42,240	給水人口(給水量)の増加
第4次水道拡張事業	昭和 36 年 2 月	160,000	62,300	給水人口(給水量)の増加 (千里ニュータウン建設等)
第5次水道拡張事業	昭和 40 年 3 月	211,000	99,170	給水人口(給水量)の増加 (千里ニュータウン建設等)
第6次水道拡張事業	昭和 44 年 2 月	308,000	169,000	給水人口(給水量)の増加 (千里ニュータウン建設等)
第6次水道拡張事業 (変更)	昭和 46 年 3 月	411,000	199,900	給水人口(給水量)の増加
第6次水道拡張事業 (2回変更)	昭和 47 年 3 月	411,000	199,900	千里丘陵地区上水道事業の統合
第6次水道拡張事業 (3回変更)	平成　5 年 3 月	379,200	208,000	浄水方法の変更 (泉浄水所:高度処理の導入) (片山浄水所:除鉄施設の導入)
第6次水道拡張事業 (4回変更)	平成 22 年 3 月	368,900	155,100	取水地点の変更 (片山浄水所:さく井の掘替え) (泉浄水所:さく井の掘替え)
水道再構築事業	平成 28 年 3 月	365,300	141,000	取水地点の変更 (片山浄水所:さく井の新設) 浄水方法の変更 (片山浄水所:膜処理設備の導入)

4. 料 金 等 の 変 遷

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【昭和2年～昭和22年】

改定年	昭和2年 (1927年)			昭和8年 (1933年)			昭和22年 (1947年)		
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
	石	銭厘	1石について (銭厘)	m^3	銭厘	$1m^3$について (銭厘)	m^3	円	$1m^3$について (円)
小口専用									
一般専用									
大口専用									
家事営業用	30	75	2.5	5.5	72	13.2	10	45	5.50
定額用 (1戸4人まで)								45	1人増加毎に 11
会社工場用							10	60	6.50
特別営業用			3			13.2			
官公署学校用							10	60	6.50
公衆浴場用			2			10.5	300	900	3
公営プール用									
庭園用			3			30	10	300	30
原動力用			3			16	100	800	8
臨時用									
集団住宅第一種 (受水槽のあるもの)									
集団住宅第二種 (受水槽のないもの)									
共用一般住宅用	20	40	2	3.2	38	10.5	10	40	10
共用アパート用									
共用定額用 (1戸4人まで)								40	1人増加毎に 10

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【昭和24年～昭和40年】

改定年	昭和24年(1949年)			昭和27年(1952年)			昭和37年(1962年)			昭和40年(1965年)		
	基本料金		超過料金 1m³について(円)	基本料金		超過料金 1m³について(円)	基本料金		超過料金 1m³について(円)	基本料金		超過料金 1m³について(円)
	m³	円		m³	円		m³	円		m³	円	
小口専用										10	200	30
一般専用										10	280	38
大口専用							40	1,000	30	40	1,280	42
家事営業用	10	130	13	10	170	17	10	200	25			
定額用(1戸4人まで)		130	1人増加毎に 20		170	1人増加毎に 30						
会社工場用	10	150	16	10	200	21						
特別営業用												
官公署学校用	10	150	16	10	200	21	10	250	30	10	320	38
公衆浴場用	300	3,200	11	300	4,300	15	300	5,400	20	800	17,600	25
公営プール用										1	30	30
庭園用	10	1,000	100	10	1,300	130	10	3,000	300			
原動力用	100	2,400	24	100	3,200	37						
臨時用				10	200	21	10	350	35	10	500	50
集団住宅第一種(受水槽のあるもの)										1	25	25
集団住宅第二種(受水槽のないもの)										戸数×10	戸数×200	30
共用一般住宅用	10	110	11	10	150	15	10	180	20	10	200	25
共用アパート用							室数×10	室数×180	25	室数×10	室数×180	30
共用定額用(1戸4人まで)		110	1人増加毎に 22		150	1人増加毎に 30						

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【昭和51年～平成9年】

改定年	昭和51年(1976年)				昭和52年(1977年)				昭和53年(1978年)			
	基本		超過		基本		超過		基本		超過	
種別	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
	m³	円		円	m³	円		円	m³	円		円
小口専用	10	260	第1段 10m³を超え 20m³まで	35	10	290	第1段	50	10	370	第1段	60
			第2段 20m³ 〃 30m³ 〃	40			第2段	60			第2段	75
一般専用	10	310	第3段 30m³ 〃 50m³ 〃	45	10	340	第3段	75	10	400	第3段	90
			第4段 50m³ 〃 300m³ 〃	55			第4段	90			第4段	110
			第5段 300m³ 〃 1,000m³ 〃	80			第5段	110			第5段	130
集団住宅用	10	260	第6段 1,000m³を超える分	105	10	290	第6段	130	10	370	第6段	150
公衆浴場用	1m³につき 25円				1m³につき 30円				1m³につき 40円			
臨時用	1m³につき 105円				1m³につき 160円				1m³につき 180円			
家事共用	10	260	1m³につき 30円		10	290	1m³につき 35円		10	370	1m³につき 50円	
平均料金改定率	45.52%				35.00%				19.77%			

改定年	昭和54年(1979年)				平成元年(1989年)				平成5年(1993年)				平成9年(1997年)			
	基本		超過		基本		超過		基本		超過		基本		超過	
種別	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
	m³	円		円	m³	円		円	m³	円		円	m³	円		円
小口専用	10	390	第1段	60	10	460	第1段	70	10	600	第1段	90	10	720	第1段	110
			第2段	75			第2段	95			第2段	125			第2段	160
一般専用	10	420	第3段	95	10	490	第3段	125	10	640	第3段	165	10	770	第3段	210
			第4段	115			第4段	155			第4段	205			第4段	260
			第5段	135			第5段	190			第5段	245			第5段	310
集団住宅用	10	390	第6段	160	10	460	第6段	225	10	600	第6段	291	10	720	第6段	350
公衆浴場用	1m³につき 40円				1m³につき 45円				1m³につき 60円				1m³につき 75円			
臨時用	1m³につき 200円				1m³につき 270円				1m³につき 380円				1m³につき 450円			
家事共用	10	390	1m³につき 50円		10	460	1m³につき 65円		10	600	1m³につき 90円		10	720	1m³につき 110円	
平均料金改定率	3.94%				26.88%				29.85%				23.13%			

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【平成19年～平成28年】

改定年	平成19年(2007年)				平成22年(2010年)			
	基本		超過		基本		超過	
種別	水量	料金	水量	料金	水量	料金	水量	料金
	m^3	円		円	m^3	円		円
小口専用	6	600	第1段 $6m^3$を超え $10m^3$まで	30	6	600	第1段	30
			第2段 $10m^3$ 〃 $20m^3$ 〃	110			第2段	110
一般専用	6	650	第3段 $20m^3$ 〃 $30m^3$ 〃	160	6	650	第3段	160
			第4段 $30m^3$ 〃 $50m^3$ 〃	210			第4段	210
			第5段 $50m^3$ 〃 $300m^3$ 〃	260			第5段	260
集団住宅用	6	600	第6段 $300m^3$を超える分	310	6	600	第6段	310
公衆浴場用	$1m^3$につき 75円				$1m^3$につき 75円			
臨時用	$1m^3$につき 450円				$1m^3$につき 450円			
家事共用	6	600	第1段 $6m^3$を超え $10m^3$まで	30	6	600	第1段	30
			第2段 $10m^3$を超える分	110			第2段	110
口座振替割引	1回当たり 50円				1回当たり 100円			
平均料金改定率	△3.36%				△0.5%			

※平成13年(2001年)7月1日(8月検針分)から水道料金、メーター料に消費税相当額を転嫁(外税5%)

改定年			平成28年(2016年)							
区分	メーター口径(mm)		基本料金	従量料金($1m^3$につき)						
				$6m^3$まで	$7m^3$～$10m^3$	$11m^3$～$20m^3$	$21m^3$～$30m^3$	$31m^3$～$50m^3$	$51m^3$～$300m^3$	$301m^3$～
一般	小口径	13	670円	0円	30円	120円	170円	230円	270円	310円
		20	740円							
		25	910円							
	中口径	30	1,000円	30円		170円		230円	270円	310円
		40	1,700円							
		50	3,100円							
	大口径	75	7,000円	30円		170円		270円		310円
		100	19,000円							
		150	78,000円							
		200	172,000円							
		250	315,000円							

区分	基本料金	従量料金($1m^3$につき)
公衆浴場	740円	75円
臨時	メーター口径に準ずる	450円

口座振替割引	1回当たり 100円
平均料金改定率	5.5%

※平成26年(2014年)6月検針分から消費税相当額を8%に改定

(1)水道料金の変遷 (1か月につき)【平成29年～】

改定年			平成29年(2017年)							
区分	メーター口径(mm)		基本料金	従量料金($1m^3$につき)						
				$6m^3$まで	$7m^3$～$10m^3$	$11m^3$～$20m^3$	$21m^3$～$30m^3$	$31m^3$～$50m^3$	$51m^3$～$300m^3$	$301m^3$～
一般	小口径	13	710円	0円	40円	120円	180円	230円	270円	310円
		20	780円							
		25	990円							
	中口径	30	1,200円	40円		180円		230円	270円	310円
		40	2,100円							
		50	3,800円							
	大口径	75	9,000円	40円		180円		270円		310円
		100	24,000円							
		150	97,000円							
		200	216,000円							
		250	394,000円							

区分	基本料金	従量料金($1m^3$につき)
公衆浴場	780円	75円
臨時	メーター口径に準ずる	450円

口座振替割引	1回当たり 100円
平均料金改定率	4.5%

※令和元年(2019年)12月検針分から消費税相当額を10%に改定

改定年			令和2年(2020年)							
区分	メーター口径(mm)		基本料金	従量料金($1m^3$につき)						
				$6m^3$まで	$7m^3$～$10m^3$	$11m^3$～$20m^3$	$21m^3$～$30m^3$	$31m^3$～$50m^3$	$51m^3$～$300m^3$	$301m^3$～
一般	小口径	13	900円	0円	40円	140円	200円	250円	290円	330円
		20	990円							
		25	1,250円							
	中口径	30	1,500円	60円		200円		250円	290円	330円
		40	2,700円							
		50	4,900円							
	大口径	75	11,000円	60円		200円		290円		330円
		100	31,000円							
		150	126,000円							
		200	280,000円							
		250	512,000円							

区分	基本料金	従量料金($1m^3$につき)
公衆浴場	990円	75円
臨時	メーター口径に準ずる	450円

口座振替割引	1回当たり 100円
平均料金改定率	15.2%

（2）メーター料の変遷 （メーター1個1か月につき）【昭和2年～平成28年】

改定年 口 径	昭和2年 （1927年）	昭和8年 （1933年）	昭和22年 （1947年）	昭和24年 （1949年）	昭和27年 （1952年）
13㎜	30銭	30銭	無料	無料	無料
20㎜	40銭	40銭	無料	無料	無料
25㎜	60銭	60銭	20円	40円	50円
40㎜	2円	2円	50円	100円	120円
50㎜	3円	3円	100円	200円	360円
75㎜	4円	4円	210円	420円	500円
100㎜	―	―	―	―	600円
125㎜	―	―	―	―	850円
150㎜	―	―	―	―	1,000円

改定年 口 径	昭和37年 （1962年）	昭和40年 （1965年）	昭和51年 （1976年）	平成9年 （1997年）	平成10年 （1998年）	平成28年 （2016年）
13㎜	無料	20円	50円	50円	25円	メーター料廃止
20㎜	50円	80円	90円	90円	45円	
25㎜	80円	80円	90円	90円	45円	
30㎜	―	―	―	180円	90円	
40㎜	180円	180円	240円	240円	120円	
50㎜	540円	540円	1,000円	1,000円	500円	
75㎜	750円	750円	1,300円	1,300円	650円	
100㎜	900円	900円	1,400円	1,400円	700円	
125㎜	1,280円	―	―	―	―	
150㎜	1,500円	1,500円	2,700円	2,700円	1,350円	
200㎜	2,000円	2,000円	6,700円	6,700円	3,350円	
250㎜	―	―	8,800円	8,800円	4,400円	

※平成13年（2001年）7月1日（8月検針分）からメーター料に消費税相当額を転嫁（外税5％）

※平成26年（2014年）6月検針分からメーター料の消費税相当額を8％に改定

（3）加入金の変遷 【昭和47年～】

改定年 口　径	昭和47年 （1972年）	昭和49年 （1974年）	昭和51年 （1976年）	平成9年 （1997年）	平成28年 （2016年）
	千円	千円	千円	千円	千円
13㎜	50	66	80	80	160
20㎜	50	66	80	80	160
25㎜	80	110	140	140	320
30㎜	―	―	―	210	560
40㎜	260	345	420	420	970
50㎜	450	595	730	730	1,710
75㎜	1,200	1,610	2,000	2,000	4,330
100㎜	2,500	3,300	4,000	4,000	8,540
150㎜以上	管理者が別に定める額				

※平成13年（2001年）7月から加入金に消費税相当額を転嫁（外税5％）

※平成26年（2014年）4月から加入金の消費税相当額を8％に改定

※令和元年（2019年）10月から加入金の消費税相当額を10％に改定